

静岡市雇用調整助成金申請事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大する中、雇用調整助成金の利用普及を推進することで、労働者の雇用を確保し、地域経済の維持を図るため、雇用調整助成金の申請代行を社会保険労務士に依頼した事業者に対して、助成金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という）及びこの要綱の定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、令和2年4月1日から同年6月30日分の雇用調整助成金を申請し、受給の決定を受けた者のうち、市内に事業所を有するものであって、市長が必要であると認めるものとする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、一の助成対象者について3万円とする。

(助成回数)

第4条 一の助成対象者からの申請に対する助成金の交付は、1回限りとする。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付の申請をしようとする者は、雇用調整助成金申請事業助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 雇用調整助成金を申請したことを証する書類の写し
- (2) 個人にあっては、公的機関の発行した本人確認ができる書類（運転免許証、健康保険証、住民票、個人番号カード等で申請者本人の氏名、住所、生年月日が確認できるもの）の写し
- (3) 法人にあっては、法人の履歴事項全部証明書の写し
- (4) 振込を希望する口座の通帳の写し
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が指定する書類

2 前項の規定による申請は、市長が別に定める方法によりしずおか電子申請サービスを利用して行うことができる。

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、助成金の交付を決定し、及び確定したときは、申請者に対してその旨を雇用

調整助成金申請事業助成金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により通知するとともに、助成金を交付するものとする。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、申請者が規則第5条の2各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付の決定をしない。
- 3 市長は、第1項の規定による審査の結果、助成金について交付しないことを決定したときは、その旨を雇用調整助成金申請事業助成金不交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

（助成金の請求）

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた者は速やかに請求書を市長に提出しなければならない。

（交付の決定の取消し）

第8条 市長は、第6条の規定により助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- （2）雇用調整助成金の不交付の決定を受けたとき。

（助成金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、期限を定めて交付した助成金を利息を付して返還させるものとする。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年5月25日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和2年10月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第5条関係）

雇用調整助成金申請事業助成金交付申請書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所 $\left(\begin{array}{l} \text{法人又は団体にあつては、} \\ \text{その主たる事務所の所在地} \end{array} \right)$
 申請者 氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人又は団体にあつては、} \\ \text{その名称及び代表者の氏名} \end{array} \right)$ ㊤
 電話

助成金の交付を受けたいので、静岡市雇用調整助成金申請事業助成金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。なお、下記に記載した事項については、事実と相違ありません。

記

申請者情報	申請者の種別	選択	<input type="checkbox"/> 法人	法人番号				
			<input type="checkbox"/> 個人事業主	法人名又は屋号・雅号				
担当者	所属・氏名	所属				フリガナ		
						氏名		
	日中連絡がとれる連絡先	電話				メール		

振込先口座情報（個人事業主の場合は申請者本人名義、法人の場合は当該法人の口座に限ります。）												
振込先金融機関						本・支店名						
銀行・信用金庫 信用組合・農協						本店 支店						
金融機関コード			本・支店コード			※種目については「普通」「当座」などを記入して下さい。			種目		口座番号	
口座名義人（カナ） 30文字まで												

添付書類

- (1) 雇用調整助成金を申請したことを証する書類の写し
- (2) 個人にあつては、公的機関の発行した本人確認ができる書類（運転免許証、健康保険証、住民票、個人番号カード等で申請者本人の氏名、住所、生年月日が確認できるもの）の写し
- (3) 法人にあつては、法人の履歴事項全部証明書の写し
- (4) 振込を希望する口座の通帳の写し
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が指定する書類

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名

雇用調整助成金申請事業助成金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請がありました助成金の交付について、助成金交付要綱第6条1項の規定により交付の決定し及び確定をしたので、通知します。

- 1 交付決定額 3万円
- 2 交付確定額 3万円

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名

雇用調整助成金申請事業助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請がありました助成金の交付については、次の理由により交付しないことを決定したので、助成金交付要綱第6条3項の規定により、通知します。

理由